

「成年年齢引き下げに伴う投信窓販業務の約款改正」のお知らせ

このたび、当金庫では、成年年齢引き下げに伴い、投信窓販業務における約款 を改正しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改正約款

「千葉信用金庫未成年者口座および課税未成年者口座約款」

2. 主な改正内容

- ・非課税管理勘定の設定における年齢要件を変更しました。
- ・非課税口座のみなし開設における年齢要件を変更しました。
- ・出国による契約の終了における年齢要件を変更しました。
- ・年齢の読み替えについての附則を削除しました。

3.改正日

令和5年1月4日

<u>千葉信用金庫未成年者口座および課税未成年者口座約款はこちら</u>

以上